

## 岡山家庭裁判所委員会議事録概要

### 第1 日時

平成26年6月24日（火）午後2時30分

### 第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

### 第3 出席委員

#### 1 委員（五十音順）

出原晋一郎委員，佐藤由美子委員，早田久子委員，南條雅彦委員，濱本純子委員，樋口正行委員，平田裕章委員，福岡典子委員，藤田健三委員，三木健一委員，水田美由紀委員，森雄二委員，山崎まさよ委員，横田都志子委員

#### 2 オブザーバ

細木明久事務局長，紀太哲夫首席家裁調査官，高田晃由首席書記官

#### 3 事務担当者

池田誠総務課長，小川満会計課長，木村康伸総務課課長補佐

### 第4 議事の要旨

#### 1 開会

#### 2 所長挨拶

#### 3 意見交換等

##### (1) 庁舎見学

##### (2) 意見交換

「利用者目線から見た岡山家庭裁判所庁舎の利便性について」をテーマに，別紙のとおり  
の意見交換が行われた。

#### 4 次回の期日の決定，意見交換事項（テーマ）の決定

##### (1) 次回の開催日時

平成26年11月19日（水）午後2時30分

##### (2) 意見交換事項（テーマ）

若年層を対象とした家裁の役割等についての広報の在り方

5 閉会

(別紙)

### 意見交換における発言要旨

(◎委員長, ○委員(委員長を除く。), △事務担当者, □オブザーバ)

◎さきほど庁舎を見られて、一般の方々が利用しやすいかどうかという観点などから、お気付きの点がありましたら、御意見をお願いします。

○全体的な案内について、サインの字が小さくて分かりにくいのではないのでしょうか。

それからフロアごとに、エレベーターホールの床のボーダーの色と、案内板の色が合わせてあるそうですが、どちらも色あせてしまっていて、その効果が分からなくなっていました。

利用者への分かりやすいサインが不足しているという意味では、キッズコーナーに「キッズコーナー」との表示がないし、自由に遊んでいいということも表示されていないので、触っていいのか、入っていいのか、ちょっとちゅうちよするのではないのでしょうか。

1階の総合案内と利用案内については、現在は、総合案内が左側、利用案内が右側に掲示されていますが、普通は、利用案内を見てから、どの部屋に行ったらいいかを考えるという順序になると思われるところ、人間の目線は、左から右に移動するので、左右が逆のほうがいいと思います。

また、長年裁判所を利用している弁護士委員が、総合案内のブルーの丸数字が部屋の番号と合わせてあるとは知らなかったと言っていました。各部屋の入口にも丸数字が書いてありますが、この番号が連動していることを、裁判所をよく利用する弁護士も理解できていないというのは問題じゃないのでしょうか。

あと、裁判所に南から入ると、裁判所という看板が道沿いに出ていますが、北玄関から入って来る場合、どこにも裁判所という文字がなくて、慌てて来た人が、ここは本当に裁判所なのだろうかと悩むのではないかと思うので、どこかに裁判所って表示したほうがいいのではないのでしょうか。

○授乳室の案内もありましたが、実際に授乳室を使うときは、どなたかが案内してくださるということが前提となっているのですか。それとも、利用者が勝手に利用させてもらっていい場所なのではないのでしょうか。

△授乳室には、裁判所の職員が御案内するということを想定しています。

○職員の方が案内して下さるのならいいのですが、もし、勝手に入ってもいいということが前提なら、スイッチが少し壁の奥にあって分かりにくいと感じたので、ここにスイッチがありますという表示があってもいいのかなと感じました。

○利用する際に、裁判所の職員の方に断る必要があるのであれば、「御利用になりたい方はこっちへ一応声を掛けてください。」くらいは表示すべきではないでしょうか。

○普段は鍵が閉まっていて、自由には使えないようになっているのですか。

△普段は、鍵は掛かっていません。

○じゃあ、勝手に使ってもいいんですか。

△勝手に使ったらいけないということはありません。

○それから、建物の構造上、仕方がないとは思いますが、申立人の待合室と相手方の待合室をわざわざ分けて、鉢合わせしないように分けてあるにもかかわらず、トイレは各階に1か所ということなのですね。

また、キッズコーナーなども、鉢合わせというか、顔を合わせる可能性があるスペースだと感じました。

○家事事件というと結構傷害事件が多くて、顔を合わせるのが怖いと感じる事件もあるのですが、待合室に、申立人、相手方と表示されているというのは、初めて来られた方に対する表示としては、確かに分かりやすいのかもしれないですが、相手方にも居場所が分かるんです。

実際に、ほかの裁判所で、相手方と顔を合わせないようにしてほしいとお願いしたところ、「調停委員が待合室に帰ってから呼びますから大丈夫です。」と言われ、そのような配慮をもらったんですが、こちらの待合室が相手方に知られて、相手方が来てしまい、怖い思いをしたことがあります。

そういう意味からいうと、申立人はここにいます、相手方はここにいますと分かってしまうような表示はどうかのでしょうか。

他の裁判所で、書記官室に行くと、「201の部屋でお待ちください。」と言われて、そういう番号だけの部屋がたくさんあって、言われた番号の部屋に行ってみると、そこが待合室に

なっていました。

そのように、部屋の表示だけでは、当事者がどこにいるか分からないような取組を検討してはどうでしょうか。

○相手方は、自分が相手方と呼ばれる当事者であるという認識があるのでしょうか。もし、それが十分に認識されていないとしたら、「相手方待合室」で待つように言われても、「申立人待合室」に間違えて入ってしまって、そこで対立当事者と鉢合わせになるということも考えられると思います。

○裁判所に初めて来る人は、どきどきしながら来る方が多いでしょうから、玄関がどこかも分からないかも知れないので、北側玄関、南側玄関のガラスのところに切り文字で裁判所という表示があったら、入りやすいのではないのでしょうか。

それから、正面玄関から入って左側に案内板がありますが、案内板の存在に気が付かない人は気が付かないので、正面玄関に入って目に見えるところに、案内板はこっちにありますよという表示があると、案内板を見るんじゃないかなと思います。

また、5階でエレベーターを降りてすぐに、受付はこちらですよという矢印でもあれば、より早く受付に行くことができると思います。

○正面玄関に入って、総合案内のカウンターがありますが、そこが案内ということは分かりにくいので、どんと大きく「インフォメーション」と表示してはどうでしょうか。また、そこにいる方が、「いらっしゃいませ。」という感じが全くないので、今のままだと、そこで何か聞こうという気がしないと思います。

△現在、3人の守衛が交代で正面玄関ロビーの総合案内に座るという運用を行っております。

ただし、守衛は、案内のほか、庁舎内の巡回などもしており、若干、総合案内のところにいない時間ができることもありますが、基本的には、総合案内には守衛がおるようにしています。

○裁判所では、総合案内は守衛さんが行っているということは、裁判所に来られた方に、「こんにちは。」とか挨拶しないということなのですね。今、学校では、挨拶が一番大事ということで、来られた方には、「こんにちは。」、「おはようございます。」と挨拶をすることが当たり前になっているのですが、裁判所でも同様に、守衛さんが裁判所に来られた方に挨拶をし

ておけば、人間関係の始まりができていますので、その方が、掲示板を見ていて分かりづらいなと思ったら、守衛さんに声が掛けられるのではないかと思います。

それから、「初めて裁判所へいらした方のために」というパンフレットですが、初めて裁判所に来た方が、これで行き先を判断するのは、ちょっと厳しいかなと思いました。よく見ると、5階はピンクで1階が黄色で3階がオレンジと、フロアによって色が変えてあるようですが、それは後から聞いて分かりました。5階とか1階とか3階とか、小さい字で書いてあるので、もっとはっきり記載すればよいと思います。

右側のブロックに書いてある場所を示す番号は、もっと大きく記載した方がよいと思います。左側のブロックについては、自分は何をしに来たのかって、ずっと探していくような記載になっているので、「家庭関係に関する手続の説明を聞きたい」という記載は、そのブロックの一番上に記載し、さらに色をつけるなどもっと目立つようにして、矢印をして「離婚したい」とか書いてあれば、もっとよく分かると思います。今のままだと、すごく見づらいです。全部読んだ後で、家庭関係に関する手続の説明を聞きたい。各ブロックを全部読んだ後、一番下に「民事紛争に関する手続の説明を聞きたい。」と書いてあるので、学校で作るプリントと比べてずいぶん変わっているなと感じました。

それから、どうして下から1階、3階、5階という順番で記載してないのかも気になりました。1階なら1階で全部下にあって、3階があって、一番上に5階になっていたら見やすいのではないのでしょうか。

○裁判所の玄関を入ってすぐのところに並べて掲示してある「総合案内」と「ご利用案内」は、自分が行きたい目的の場所に1番から14番まで番号が振ってあり、それで探せるようになっているのですが、2つの案内板の番号の付け方が、上下逆になっているので、分かりづらくなっていると思います。そのような掲示にすることに特に意図がないのであれば、今の並べ方を逆に、すなわち「ご利用案内」を「総合案内」の左側に設置して、1から14の番号を今と逆の順番に振っていくべきです。そうすれば見やすくなると思います。

○そもそも、案内板の番号が部屋の番号であるということ自体が分かりづらいのではないのでしょうか。その原因としては、「総合案内」に書いてある番号の大きさと「ご利用案内」に書い

てある番号の大きさが違うことと、番号のブルーの色について、後から作ったと思われる④の番号のみ色が濃いついていうことがあると思います。

○あと、1階で気になったのは、トイレも部屋も廊下も壁もすごくきれいなのに、表玄関の車寄せの上の屋根を支える太い鉄パイプの塗料がはがれて、ぼろぼろになっているところです。

それから、北玄関の上にある電球のカバーに虫が入って、真っ黒になっていることと、北玄関の右側の壁にハチの巣があるのも気になりました。

◎今までの意見を聞いた中で、裁判所の方で、説明とか、改めて気が付いたこととかがありましたら、お話をしていただけますでしょうか。

○申立人と相手方の関係から、期日当日、危険な状況が発生することが予想されるような場合は、それぞれの待合室について、階を変えるなどの配慮をしています。

しかし、その前提として、そのような情報が入って来ないと対応できませんので、こういうことで危険であるという情報は早めに教えていただきたいと思います。

○その点に関してですが、調停を申し立てる際に、「進行に関する照会回答書」という書面を書くことになっていて、その中に、「相手方が暴力を振るうおそれがありますか。」とかの質問に回答する欄があるのですが、期日当日の現場での危険度を裁判所で把握するために必要であるという目的や説明が記載されていないので、何でこんなことを聞かれているのか一般の人は分からず、遠慮したり、万一相手がそれを見ると報復されるかもしれないということを考えて、本当のことを記載するのをためらうことがあるのではないかと思います。そのようなことを尋ねるのであれば、その情報がなぜ必要なのか、聴取の目的を書いておくべきだと思います。

◎実際には、暴力行為など、問題が発生したことがあったんですか。

○かつてはあったのだと思います。だから、そういうふうには注意をするようになったのだと思います。

◎そういう問題が発生したときには、対応する職員がいるのですか。

○それ専門の職員はいません。

◎今回見学をさせていただき、私が一番思ったのは、待合室のことです。最近、精神科病院の待合室というのは、待っている人同士の顔が合わないように、必ず一方方向だけ向けるように、

椅子を配置するという工夫をしています。

○私もそうなのですが、ああいう待合室へ行ったら、他人の話が聞こえても困るので、余人の近くに座りたくない、できるだけ離れて座りたいと思います。裁判所の待合室は、背中合わせで椅子を置いてあったので、座りにくいなという感じがしました。

○最近の待合室の作り方として、壁向きカウンターっていうものがあります。30センチ幅のカウンターに椅子を並べておけば、他人の顔を見たくない人は壁のほうを向いて、壁を向いて自分の世界に入れるということです。

それと、先ほど見せてもらった待合室は、決定的に心が和まないと思います。それは窓がないからです。構造的にはどうにもならないことなのですが、窓の代わりに、何か動くものがあればいいと思います。裁判所としても、せめてもという思いで、観葉植物に見えるものを置いているのでしょうが、熱帯魚など、何か動く生き物があると自然な風景の代わりになって、とてもいいと思います。裁判所で熱帯魚を飼うのは難しいでしょうから、病院などに設置されているモニターの画像で動く熱帯魚を見せるというのもいいと思います。

○裁判所の待合室は、長椅子がずっと1列になっているので、せめて、その長椅子ごとに、ちょっと顔が見えないような仕切りとかがあるといいと思います。最近居酒屋なんかで、すだれが置いてありますが、それだけでも心理的な仕切りができますので。

○最近珍しい殺風景な部屋ですが、音楽も鳴らないのですか。

△現状では、音楽が流れるようにはなっていません。

○今の人たちだったら、きっとスマホを見ていたりとか、自分でイヤホンを使って聞いたりしているから、割とそういったのはいいかなと思ったんです。でも、やっぱり、いろんな思いを持って来ている人なので、大きい画面で、それこそ熱帯魚だとか、何か自然が動くとか、DVDがずっと流れていると、それを見ることで心がちょっと落ち着くかなとは思っています。

○裁判所にはテレビがいっぱいあって、いろんなものを流しているので、待合室にも1個ぐらいテレビがあって、何か流れていてもいいような気がします。静かな音楽がちょっと流れているみたいな感じで。

○今、調停当事者が待合室で待機していると、プライバシーへの配慮から、名前ではなくて事件



番号で呼ばれるんです。我々は事件番号ですぐ分かるのですが、一般の方に対して、裁判所の方から「お名前ではなく事件番号で呼びますから、皆さん、自分の事件番号をチェックして、頭に入れておいてください。」というアナウンスはしているのですか。実際、待合室を見てみると、事件番号を呼ばれても、とても自分のことだと思ってなくて、ボーッとしている人がいっぱいいるんです。ですから、受付に行ったときに、あなたは、この番号で呼ばれるからと一言伝えておけばいいと思います。

あと、自動販売機を5階に置いてほしいと思います。どうしても緊張される一般の方は喉が渇きますので。

○建替え前の家庭裁判所庁舎のときにも来たことがあるのですが、少年審判廷は、以前と大きさは一緒なのでしょうか。

○大きくなっています。

○大きくなって、非常にきれいでいいんですけど、人と人との間隔も広がったような気がしました。裁判官と少年の距離が余り遠いと親近感がわからないというか、話しにくいというか。もう少し近い方がいいかなと思います。

○岡山に来て少年審判廷に初めて入ったときには、私も遠いなと思いました。

○椅子の色ですが、待合室などでは、寒色系を使うと、心が緊張しやすいので、暖色系のピンクやオレンジや黄色を使ったほうがいいと思います。

また、色で言えば、この建物自体の色が全体的にグレー基調になっているのが惜しいところで、これがアイボリーだったら、もっと違った印象になったと思います。

調停室の緑の椅子はすごく爽やかでいいと思います。窓が大きいということもいいですし、色合いもなかなかよくて、気持ちが軽くなると思いました。

○僕は、ここに階段がありますってマークが気に入りました。かなり大きいマークで、遠くからもよく見えるので、一般の人に親切なマークだなと思いました。

○階段は必要です。事件が終了すると、敵味方一緒に出ることになるので、双方がエレベーターを利用したら、エレベーターの密室の中に一緒にいることになり、何が起こるか分からないからです。それを避けるため、片方は階段を利用するということもあります。

◎それでは、本日の意見交換は、これで終わりたいと思います。本日出された意見は、市民レベルの目で実際に庁舎を見た上でのものなので、裁判所の方で引き続き御検討をいただくようお願いいたします。